

消費者問題クイズ

契約編

消費者問題に関わる問題です。こんなときどうする!?

Q1 18歳の学生が交わした契約のうち、取り消すことができるのは?

1 親に内緒で5万円のゲームを購入し、貯めておいたお年玉で支払った。



2 化粧品を10万円で契約したが、親に反対されるので自分で21歳とウソの身分証明書を作って見せた。



3 10万円分のダイエット食品を契約した。親には言えなかったので学生ローンで借りて支払った。

4 パソコン教室に自分1人で出向いて契約した。支払い方法は教室が親に電話して決めた。

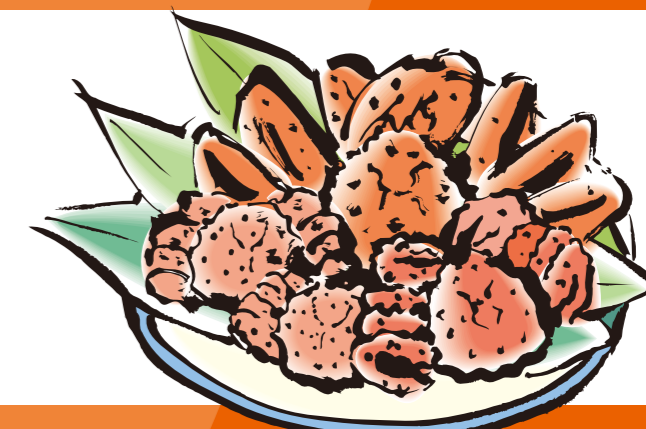


Q2 定められた期間内に書面を発信すればクーリング・オフが適用されるものは?

1 インターネットで購入したバック



2 電話で勧められて購入した毛ガニ



3 営業所で契約した乗用自動車

4 デパートで購入した食品

Q3 セールスの電話が自宅にかかってきたとき、その断り方として適切なものは?

1 「今は忙しいので」という。

2 「いりません」「契約しません」という。

3 相手の気分を害さないように「結構です」「いいです」という。



4 「お金がない」などと断る理由をきちんと話す。

